

臓器移植の環境整備に関する意見書

臓器移植の普及によって薬剤や機械では困難であった臓器の機能回復が可能となり、多くの患者の命が救われている。一方で、臓器移植ネットワークが正しく管理されていない外国における移植は、臓器売買等の懸念を生じさせ、人権上ゆゆしき問題となっている。

こうした中、平成20年5月に国際移植学会は、各国は、自国民の移植ニーズに足る臓器を自国によって確保する努力をすべきことをうたった「臓器取引と移植ツーリズムに関するイスタンブール宣言」を行った。また、イスラエル、スペイン及び台湾などでは臓器売買に加え、臓器移植ツーリズムが法律で禁止されるなど、諸外国等では法整備が進められている。

このような動きが、我が国における平成21年7月の「臓器の移植に関する法律」の改正につながり、脳死下での臓器提供数は年々増加しているものの、平成28年は64例にとどまっており、いまだ提供数が必要数を大きく下回っている。その理由としてドナー数と臓器提供施設数が少ないことが指摘されており、対策が急務である。また、移植に係るあらゆる対応や支援を行う移植コーディネーターの確保や臓器移植施設の担当医・担当施設の負荷軽減も重要な課題である。

よって、名古屋市会は、国会及び政府に対し、国民の臓器を提供する権利、臓器を提供しない権利、移植を受ける権利及び移植を受けない権利を同等に尊重しつつ、臓器移植を国民にとって安全で身近なものとして定着させるため、次の事項を実現するよう強く要望する。

- 1 国民が命の大切さを考える中で臓器移植に係る意思表示について具体的に考え、家族などと話し合う機会をふやすことができるよう、広く国民に対して臓器を提供する権利及び提供しない権利、移植を受ける権利及び移植を受けない権利などについて啓発に努めること。
- 2 臓器提供施設における院内体制の整備を図るため、マニュアルの整備、研修会の開催など個々の施設の事情に応じたきめ細かい支援を行うこと。
- 3 臓器移植についての説明から臓器提供後のアフターケアまで、ドナーの家族に対してきめ細かな対応が可能となるよう臓器移植コーディネーターの確保を支援すること。
- 4 臓器摘出手術から搬送までを担う移植実施施設の担当医について負担軽減対策を講ずること。
- 5 臓器移植ネットワークが正しく管理されていない国において、日本国民が臓器移植を受けることのないよう必要な対策を講ずること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成29年12月 8 日

名 古 屋 市 会

衆議院議長
参議院議長
内閣総理大臣
総務大臣
厚生労働大臣

} 宛（各 通）